1. 佐倉市水道事業の経緯

1. 佐倉市水道事業の経緯

(1) 沿 革

本市水道事業の前身は、昭和初期に旧佐倉町を中心に営まれた私営水道で、佐倉市水道事業が創設されるまでの30年間にわたり、佐倉町民に生活用水を供給してきました。昭和29年3月、町村合併により佐倉町、臼井町、根郷村、和田村、弥富村、志津村の2町4村が合併し、人口35,196人の佐倉市が誕生し、公営水道設置の要望が高くなったこともあり、昭和31年3月に佐倉市水道事業の認可申請を行い、同年7月に認可を受け、同年9月に、公営企業部を設置し、同年11月1日前述の水道施設を買収し、佐倉市水道事業が発足し、給水を開始しました。

第1次拡張事業計画では、計画給水人口を18,000人に、給水区域も佐倉臼井地区から志津地区の一部にも拡張し、また、計画1日最大給水量3,240㎡を目標に、昭和32年に着手しました。

昭和35年以降、高度成長期を迎え、本市にもその影響が人口増加という形で現われたため、第2次、第3次の拡張事業を実施しました。

その後も人口増加傾向は続き、昭和 40 年には施設の規模を約 3 倍にする第 4 次拡張事業がスタートし、計画給水人口を 37,000 人に、計画 1 日最大給水量を 9,250 ㎡に拡大し、さらに昭和 46 年には、計画給水人口 100,000 人、計画 1 日最大給水量 43,000 ㎡の第 6 次拡張事業を開始し、大規模な宅地開発にも対応してきました。

この間、財団法人佐倉市振興協会が経営していた佐倉市根郷簡易水道事業を統合し、昭和51年3月の竣工時には、佐倉、臼井、南部、志津の4浄水場を備え、配水管の整備等、市街化区域全体を給水区域とした形態を整え、浄水供給から検針、料金集金と一貫したものとなりました。

第6次拡張事業竣工後も都市化は進み、計画給水人口100,000人の見直しが必要となり、第7次拡張事業(7拡)が昭和57年2月からスタートしました。

計画給水区域を佐倉市全域に拡張し、計画給水人口を 196,000 人、計画 1 日最大給水量を 84,500 ㎡に増加させ、水源の種別を地下水と浄水受水の 2 種類とする、総事業費 150 億円の事業計画です。

7 拡の特徴は、印旛広域水道用水供給事業との整合性を図りながら事業を進めているところです。これは、昭和 49 年に千葉県公害防止条例により、地下水採取規制地域に指定され、以降増加する需要分についてはすべて、表流水で賄うことになったことによるものです。それまでの拡張工事のように、取水、浄水、配水施設等の能力拡大と管路整備を行うだけではなく、既設浄水場の統廃合を行い、志津浄水場と南部浄水場、及び新設の上座浄水場の 3 浄水場で、佐倉市全域の水需要に対応することになりました。

上座浄水場は、昭和58年12月に給水を開始しました。また、志津、南部浄水場には、

地下水と表流水を混合する混合井を設置し、昭和60年4月から南部浄水場で、昭和61年4月から志津浄水場で、それぞれ印旛広域水道用水供給事業からの受水を開始しています。

また、本市水道事業では、昭和50年代より給水区域内で濁り水の発生が相次ぎ、生活用水に支障をきたしていました。調査の結果、鉄イオン・マンガンイオンが原因であると判明したため、昭和62年5月に第7次拡張事業の変更認可を受けて、浄水方法の変更を行い、各浄水場に除鉄・除マンガン設備を建設。あわせて、混合井・配水池・配水管などに沈着・付着する水酸化物の洗浄・除去を図ることにしました。現在では、3净水場とも除鉄・除マンガン装置が稼働しています。

平成23年3月11日の東日本大震災においては、施設面では、配水管の漏水が所々でありました。致命的な損傷は受けませんでしたが、印旛広域用水供給事業からの受水が送水管の漏水補修のために長時間停止、これに加え南部浄水場系水源井戸の長時間の停電により、南部浄水場で配水する水道水を確保することができなくなり、余儀なく断水に至りました。

このことを教訓に停電対策として、南部、志津浄水場へ2系統受電設備及び蓄電設備 を備えた配水ポンプを整備いたしました。また、水源井戸については、非常用発電機切 替盤を設置し、停電時には、非常用発電機を搬入し起動できるよう整備しました。

このほか、衝撃に弱いとされている石綿セメント管を、より耐震性の高い管に替える ため以前から進めていた延長 214km の改修工事が、平成 24 年 7 月に完了しています。

平成26年4月1日からは、下水道事業が公営企業会計に移行したと同時に組織を統合し、佐倉市上下水道部となりました。

今後とも、安全な水を安定して供給するための研究と施設整備及び老朽管等の管種変 更事業を進めてまいります。

(2) 拡張事業の経過

						1	1	1	T	1		
第7次 拡張 (変更)	昭62.5.21	厚生省生衛	第354号	平成11年度	昭62.5	I	196, 000	84, 500	431	938	10,500,000	地下水・受水
第7次 拡張	昭57.2.2	厚生省環	第49号	平成7年度	昭57.2	I	196, 000	84, 500	431	332	15,000,000	地下水・吸水
第6次拡張	昭46.3.19	厚生省環	第206号	昭和53年度	昭46. 4	昭51.3	100, 000	43, 000	430	290	1, 863, 745	五 子 子
第5次拡張	昭43.3.30	厚生省環	第346号	昭和47年度	昭43.7	昭45.3	37, 000	9, 250	250	180	72, 444	光 上 発
第4次拡張	昭39.12.22	厚生省収環	第529号	昭和47年度	昭40.12	昭43.3	37,000	9, 250	250	180	23,000	光 上 発
第3次拡張	昭36.3.23	千葉県指令	第1,057号	昭和47年度	昭36.6	昭37.2	18, 000	3, 240	180	120	9, 700	地 下 水
第2次 拡張	昭33. 3. 18	千葉県指令	第357号	昭和42年度	昭33.8	昭34.3	18, 000	3, 240	180	120	10, 000	为 下 为
第1次 拡張	昭31.7.23	厚生省千衛	第679号	昭和42年度	昭32.9	昭33.3	18, 000	3, 240	180	120	35, 000	光 上 岩
創 設 (買収)	昭31.7.23	厚生省千衛	第679号	昭和42年度	昭31.7	I	18, 000	3, 240	180	120	f-	地 下 水
事業名	認可年月日	四米	≒ ♂	目標年度	着手年月	竣工年月	計画給水 上(人)	1 日 最 大 本 給水量(m³)	計 1人1日最大 総水量(0)	画 1人1日平均 給水量(0)	事業費(千円)	水源種別